

第3章 計量適正化の推進

1 特定計量器定期検査

(1) 検査方法

① 検査方法等

計量器の適正な使用と正確な計量の実施を確保するため、計量法に基づき商店、市場、病院及び学校等が取引又は証明用に使用している「はかり」の検査を、次の方法で2年に1回実施している。(市内を2つの区域に分け、隔年で定期検査を実施している。西暦が偶数の年は中央・南・西・手稲区、奇数の年は北・東・白石・厚別・豊平・清田区)

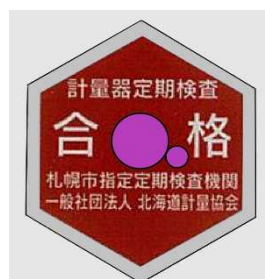
●定期検査の結果については資料編 42～43 ページに掲載

	所在場所定期検査	持込検査
検査方法	全検査対象事業所を「はかり」の設置場所にて検査。	所在場所定期検査を受けることができない、又は使用者が直接検査所に「はかり」を持参して検査することを希望する場合は、当所にて検査をする。
検査周知	全検査対象事業所に検査案内通知書を発送。	
検査漏れ防止策	検査と並行し、巡回先で調査した新規事業所を随時検査。	
不合格計量器の措置	・検定証印を抹消し、必要により不合格証を貼付する。 また、使用者に「不合格特定計量器処理報告書」を手交し、事後の処置状況を報告させる。 ・報告の無いものについては、立入検査で調査する。	

② 特定計量器定期検査に使用する証紙類



店頭掲示ステッカー
直径 150mm



合格証
縦 30mm・横 26mm



不合格証
60mm



免除シール
縦 30mm・横 26mm



精度確認シール
縦 21mm・横 26mm



精度確認シール
縦 26mm・横 26mm

2 立入検査

(1) 特定計量器立入検査

商取引に使用されている各種計量器のうち、市民生活に関係の深い器種について、使用している事業所・店舗などを対象に、重点的に精度の確認と適正使用の指導を行っている。

① 燃料油メーター(灯油宅配用タンクローリーメーター)

(ア) 検査概要

厳寒期の長い本市では、家庭用暖房燃料として高い比率で灯油が使用されており、その取引のほとんどがタンクローリーによる宅配販売であることから、毎年灯油購入シーズン前に計量器の器差検査と有効期間の確認など(外観検査)を実施。

(イ) 検査期間 令和6年9月10日～9月13日

(ウ) 検査内容及び措置

内容	区分	措置	検査後の措置
・外観検査 (検定証印の有無・有効期間の確認) ・器差検査 (使用公差±1%以内)	適正	・適正ステッカーを交付する。	—
	不適正 ・検定証印なし ・有効期間切れ ・器差不良 ・その他	・検定証印抹消、使用禁止シール貼付、不適正票交付及び不適正計量器措置報告書を交付のうえ、3週間以内に修理し再検定を受け、措置報告書の提出を求める。	・3週間以内に修理が完了し、再検定を受けたときは、措置報告書に北海道計量検定所で発行する「検定合格証明書」の写しを添付して、報告を受ける。 ・報告を受けたときは、適正ステッカーを交付する。



適正ステッカー

② 燃料油メーター立入検査(自動車等給油メーター)

(ア) 検査概要

当該メーターを設置している事業所(ガソリンスタンド)に立ち入り、メーター有効期間の確認及び各事業所の所有しているメーターの一部を対象に器差検査を実施。

(イ) 検査期間 令和6年9月25日～10月15日

(ウ) 検査内容及び処置

内容	区分	検査時の措置	検査後の措置
・外観検査 (検定証印の有無、有効期間の確認) ・器差検査 (使用公差±1%以内)	適正	・適正である旨を通知する。	—
	不適正 ・検定証印なし ・有効期間切れ ・器差不良 ・その他	・不適正計量器措置報告書を交付のうえ、3週間以内に修理し再検定を受け、措置報告書の提出を求める。	・不適正計量器措置報告書により報告を受ける。

③ ガスメーター立入検査(都市ガス)

(ア) 検査概要

都市ガス供給事業者及びLPガス販売事業所に立ち入り、一般家庭に設置しているガスメーターの検定有効期間内の使用が順守されているか、台帳による検査を実施。

(イ) 検査期間 令和6年5月15日

(ウ) 検査内容及び処置

内容	区分	検査時の措置	検査後の措置
・台帳検査	適正	・適正である旨を通知する	—
	不適正 ・有効期間切れ	・不適正な部分があったことを通知し、改善を指導する。	・不適正計量器措置報告書により報告を受ける。

④ ガスメーター立入検査(LPガス)

(ア) 検査概要

LPガス販売事業所に立ち入り、一般家庭に設置しているガスメーターの検定有効期間内の使用が順守されているか、台帳による検査を実施。

(イ) 検査期間 令和6年6月5日～6月24日

(ウ) 検査内容及び処置

内容	区分	検査時の措置	検査後の措置
・台帳検査	適正	・適正である旨を通知する	—
	不適正 ・有効期間切れ	・不適正な部分があったことを通知し、改善を指導する。	・不適正計量器措置報告書により報告を受ける。

⑤ 水道メーター立入検査

(ア) 検査概要

水道局本局に立ち入り、各戸に設置している水道メーターの検定有効期間内の使用が順守されているか、台帳による検査を実施。

(イ) 検査期間 令和7年2月18日～2月19日

(ウ) 検査内容及び処置

内容	区分	検査時の措置	検査後の措置
・台帳検査	適正	・適正である旨を通知する	—
	不適正 ・有効期間切れ	・不適正な部分があったことを通知し、改善を指導する。	・不適正計量器措置報告書により報告を受ける。

●特定計量器立入検査の結果については資料編 43～44 ページに掲載

(2) 商品量目立入検査

製造過程から小売り段階までの商品量目確保のため、「全国一斉量目取締り実施計画」に基づく取締対象品目を主軸に大規模小売量販店に対して立入検査を実施し、適正な計量管理の指導を行う。

① 検査概要

商品に量目不足を生じた店舗に対しては、口頭又は文書にて注意を喚起したり、改善報告書の提出を求め、再検査を行いながら段階的に指導を行っている。また、改善の意思がないなど、悪質と認められる場合については勧告、公表等の措置を講じる。

② 検査期間

(ア) 前期 令和6年6月28日～8月7日

(イ) 後期 令和6年10月21日～11月27日

●商品量目立入検査の結果については資料編 45 ページ掲載

(3) 試買検査

消費者保護と計量法に基づく適正な計量の実施の確保を図るための施策の一環として、全国特定市計量行政協議会北海道地区会の定める実施要領に基づき、計量法に定める特定商品の内の北海道産の内容量表記商品について試買検査を実施している。

●試買検査の結果については資料編 45 ページ掲載

3 計量の普及啓発

(1) 計量月間事業

平成5年11月1日に新計量法が施行されたことから、同日が計量記念日となり、札幌市では、11月を計量月間として位置づけ、この機会に、広く市民に計量制度などの理解を深めてもらい、計量の普及啓発を図ることを目的として各種事業を実施している。

① 啓発ポスターの掲示

(一社)日本計量振興協会発行の統一ポスターを市内関係機関に配布し、掲示依頼した。

(ア) 掲示期間 令和6年11月1日～11月30日

(イ) 掲示場所 区役所、区民センター、保健センター、地区センター、区体育館、円山動物園、その他(計88か所)

② 広報活動関係

「計量月間事業」の一環である「計量ふれあいひろば」の開催を広く市民に知ってもらうため、新聞各社をはじめとする各報道機関に情報提供を行った。

③ 「計量ふれあいひろば」の開催

身近な計量器の展示、健康測定器の展示、電気計器の展示及びパンフレットの配布を行った。

(ア) 開催期間 令和6年10月22日

(イ) 会場 チ・カ・ホ 駅前通地下歩行空間 憩いの空間

(ウ) 関係団体 北海道計量検定所、(一社)北海道計量協会、
(一社)北海道計量協会札幌支部、北海道地区電気計器運営協議会

(2) その他の普及啓発

市民の計量に対する関心を高めてもらうことを目的に各種事業を実施した。

① 常設展示

平成22年度から、札幌エルプラザ2階の札幌市消費者センター展示コーナーに「計量器の展示コーナー」を設置。

② ホームページへの掲載

「消費者センターホームページ」に札幌市計量検査所の業務内容について掲載した。